



秋田県公報

目次

告示	ページ
字の区域の変更(四九二・市町村課).....	1
道路区域の変更(四九三〜四九五・道路環境課).....	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定(四九六・砂防課).....	6
開発行為に関する工事の完了(四九七・平鹿地域振興局建設部).....	7
公告	
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部).....	7
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部).....	7
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)四件.....	8
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(八一).....	11
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(八二).....	12

告示

秋田県告示第四百九十二号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定により、雄勝郡雄勝町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年六月二十四日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域

変更後の字の区域

雄勝郡雄勝町秋ノ宮字役内山外一国有林四〇林班口小班の次の座標道二一から座標道八六補一までの点を順次結ぶ線及び座標道二一の点と座標道八六補一の点とを結ぶ線で囲まれる区域

座標	北緯	三八度五五分三三秒三二二六
道二一	東経	一四〇度三三分二七秒五七六九
座標	北緯	三八度五五分三四秒一一六一
道二二	東経	一四〇度三三分二七秒一六五七
座標	北緯	三八度五五分三四秒六三〇九
道二三	東経	一四〇度三三分二六秒五二八四
座標	北緯	三八度五五分三五秒一八四二
道二四	東経	一四〇度三三分二六秒〇八三六
座標	北緯	三八度五五分三五秒七三〇〇
道二五	東経	一四〇度三三分二五秒六四三四
座標	北緯	三八度五五分三六秒七六五〇
道二六	東経	一四〇度三三分二五秒七九一三
座標	北緯	三八度五五分三七秒五三五六
道二七	東経	一四〇度三三分二五秒八九九六
座標	北緯	三八度五五分三八秒一八〇〇
道二八	東経	一四〇度三三分二六秒〇〇〇五
座標	北緯	三八度五五分三八秒八二五七
道二九	東経	一四〇度三三分二六秒〇八四〇
座標	北緯	三八度五五分四〇秒〇三四九
道三〇	東経	一四〇度三三分二六秒〇九三四
座標	北緯	三八度五五分四〇秒四九四七
道三一	東経	一四〇度三三分二六秒〇五六八
座標	北緯	三八度五五分四〇秒九三三四
道三二	東経	一四〇度三三分二六秒〇〇二七
座標	北緯	三八度五五分四一秒四八四五
道三三	東経	一四〇度三三分二六秒〇二一四
座標	北緯	三八度五五分四二秒三九五六
道三四	東経	一四〇度三三分二六秒〇〇一一
座標	北緯	三八度五五分四三秒一九五〇
道三五	東経	一四〇度三三分二五秒九六五七

雄勝郡雄勝町秋ノ宮字 畑

座標	北緯	三八度五五分四三秒九三九〇
道二二六	東經	一四〇度三三分二五秒八一六七
座標	北緯	三八度五五分四四秒九三六〇
道二二七	東經	一四〇度三三分二四秒九五〇三
座標	北緯	三八度五五分四五秒二九九九
へ介二九補三	東經	一四〇度三三分二五秒一六一五
座標	北緯	三八度五五分四五秒二五八三
へ介二九補二	東經	一四〇度三三分二四秒九一五四
座標	北緯	三八度五五分四五秒二一八四
へ介二九補一	東經	一四〇度三三分二四秒六一四九
座標	北緯	三八度五五分四五秒一一一三
へ介二九	東經	一四〇度三三分二二秒七七三六
座標	北緯	三八度五五分四四秒九一一一
へ介二八	東經	一四〇度三三分二三秒五七九二
座標	北緯	三八度五五分四三秒四六五三
座標	東經	一四〇度三三分二三秒六九四五
へ介二七補一	北緯	三八度五五分四三秒二三五八
座標	東經	一四〇度三三分二三秒七二〇七
へ介二七	北緯	三八度五五分四二秒九三三三
座標	東經	一四〇度三三分二三秒九二六一
へ介二六	北緯	三八度五五分四二秒〇四三四
座標	東經	一四〇度三三分二四秒二一一六
へ介二五	北緯	三八度五五分四二秒〇四三四
座標	東經	一四〇度三三分二四秒三九八一
里一一三	北緯	三八度五五分四一秒八六六八
座標	東經	一四〇度三三分二四秒四五一九
へ介二四	北緯	三八度五五分四一秒四三五〇
座標	東經	一四〇度三三分二四秒六八四〇
へ介二三補二	北緯	三八度五五分四〇秒九六一四
座標	東經	一四〇度三三分二四秒九七二〇
へ介二三補一	北緯	三八度五五分四〇秒八六三〇
座標	東經	一四〇度三三分二五秒〇二三九
へ介二三	北緯	三八度五五分四〇秒四一九一
座標	東經	一四〇度三三分二五秒三六四四
へ介二二	北緯	三八度五五分四〇秒〇五八二

座標	東經	一四〇度三三分二四秒八六九六
へ介二一	北緯	三八度五五分三九秒七七〇二
座標	東經	一四〇度三三分二四秒五七五九
へ介二〇補一	北緯	三八度五五分三八秒八六一一
座標	東經	一四〇度三三分二三秒六五二二
へ介二〇	北緯	三八度五五分三八秒一四五八
座標	東經	一四〇度三三分二三秒七三五五
へ介一九	北緯	三八度五五分三七秒八〇三七
座標	東經	一四〇度三三分二三秒五一六八
里一〇三	北緯	三八度五五分三七秒五五二六
座標	東經	一四〇度三三分二三秒三五五六
へ介一八	北緯	三八度五五分三六秒八二一八
座標	東經	一四〇度三三分二三秒三二五八
へ介一七	北緯	三八度五五分三六秒七〇五八
座標	東經	一四〇度三三分二三秒四〇三九
へ介一六補一	北緯	三八度五五分三六秒六八七二
座標	東經	一四〇度三三分二三秒五九一三
道六八	北緯	三八度五五分三六秒一一九四
座標	東經	一四〇度三三分二三秒九四四八
道六九	北緯	三八度五五分三五秒七七〇七
座標	東經	一四〇度三三分二四秒二〇九八
道七〇	北緯	三八度五五分三五秒七一五七
座標	東經	一四〇度三三分二四秒五五〇九
道七一	北緯	三八度五五分三六秒三三〇一
座標	東經	一四〇度三三分二四秒六七一一
座標	北緯	三八度五五分三六秒八六三〇
道七三	東經	一四〇度三三分二四秒二八九九
座標	北緯	三八度五五分三七秒九七〇二
道七四	東經	一四〇度三三分二四秒三八六一
座標	北緯	三八度五五分三七秒八四九九
道七五	東經	一四〇度三三分二五秒六三四七
座標	北緯	三八度五五分三七秒三八〇三
道七六	東經	一四〇度三三分二五秒四九六一
座標	北緯	三八度五五分三七秒三三〇三
道七七	東經	一四〇度三三分二五秒四九六一

座標	北緯 三八度五五分三七秒〇一一八
道七八	東経一四〇度三三分二五秒二一〇三
座標	北緯 三八度五五分三六秒二九八九
道七九	東経一四〇度三三分二五秒〇八〇二
座標	北緯 三八度五五分三五秒六四一九
道八〇	東経一四〇度三三分二五秒四三一
座標	北緯 三八度五五分三五秒二七八六
道八一	東経一四〇度三三分二五秒八〇五四
座標	北緯 三八度五五分三四秒三七八二
道八二	東経一四〇度三三分二六秒三六五四
座標	北緯 三八度五五分三四秒三〇〇九
道八三	東経一四〇度三三分二六秒六〇六九
座標	北緯 三八度五五分三三秒四九九〇
道八四	東経一四〇度三三分二七秒二四四九
座標	北緯 三八度五五分三二秒六〇七三
道八五	東経一四〇度三三分二七秒九〇八一
座標	北緯 三八度五五分三二秒二四二一
道八六	東経一四〇度三三分一八秒一七八二
座標	北緯 三八度五五分三二秒〇八五六
道八六補一	東経一四〇度三三分一八秒五三〇五

雄勝郡雄勝町秋ノ宮字役内山外一国有林三九林班
ぬ、る小班の次の座標道二一八から座標へ介三二ノ
一までの点を順次結ぶ線及び座標道二一八の点と座
標へ介三二ノ一の点とを結ぶ線で囲まれる区域

座標	北緯 三八度五五分四九秒五二八九
道二二三	東経一四〇度三三分二五秒一五三〇
座標	北緯 三八度五五分四九秒八八二〇
道二二四	東経一四〇度三三分二四秒六七一六
座標	北緯 三八度五五分五〇秒四九三五
道二二五	東経一四〇度三三分二四秒三〇四二
座標	北緯 三八度五五分五〇秒八〇五三
道二二六	東経一四〇度三三分二三秒九三八四
座標	北緯 三八度五五分五〇秒八四七七
道二二七	東経一四〇度三三分二三秒四八七七
座標	北緯 三八度五五分五一秒〇三六七
道二二八	東経一四〇度三三分二三秒四四四二
座標	北緯 三八度五五分五一秒四六九六
道二二九	東経一四〇度三三分二三秒一五三〇
座標	北緯 三八度五五分五二秒二五六二
道二三〇	東経一四〇度三三分二二秒八六七二
座標	北緯 三八度五五分五二秒五三五一
道二三一	東経一四〇度三三分二二秒六五三一
座標	北緯 三八度五五分五二秒六八八〇
道二三二	東経一四〇度三三分二二秒二一九八
座標	北緯 三八度五五分五二秒八一〇四
道二三三	東経一四〇度三三分二二秒八八〇四
座標	北緯 三八度五五分五三秒〇三九三
道二三四	東経一四〇度三三分二二秒〇二一九
座標	北緯 三八度五五分五三秒〇五三六
道二三五	東経一四〇度三三分二〇秒四七八四
座標	北緯 三八度五五分五二秒七七二八
道二三六	東経一四〇度三三分二〇秒二四六九
座標	北緯 三八度五五分五二秒四二七二
道二三七	東経一四〇度三三分二〇秒〇二二二
座標	北緯 三八度五五分五二秒三七四九
道二三八	東経一四〇度三三分一九秒七一九四
座標	北緯 三八度五五分五二秒三九一二
道二三九	東経一四〇度三三分一九秒五二〇四
座標	北緯 三八度五五分五二秒五七八一

道二四〇	東經一四〇度三三分一九秒一〇六九
座標	北緯三八度五五分五二秒六六〇二
道二四一	東經一四〇度三三分一九秒〇二二三
座標	北緯三八度五五分五二秒八五一六
道二四二	東經一四〇度三三分一八秒八七五八
座標	北緯三八度五五分五三秒〇九一九
道二四三	東經一四〇度三三分一八秒八五七四
座標	北緯三八度五五分五三秒七四一二
道二四四	東經一四〇度三三分一八秒五八八七
座標	北緯三八度五五分五四秒三六六一
道二四五	東經一四〇度三三分一八秒三七一二
座標	北緯三八度五五分五四秒八四二八
道二四六	東經一四〇度三三分一八秒二二三一
座標	北緯三八度五五分五四秒七九六〇
道二四七	東經一四〇度三三分一七秒六四四四
座標	北緯三八度五五分五四秒五三〇七
道二四八	東經一四〇度三三分一六秒九五七八
座標	北緯三八度五五分五五秒〇九四四
道二四九	東經一四〇度三三分一六秒二八二八
座標	北緯三八度五五分五五秒三九九〇
道二五〇	東經一四〇度三三分一六秒一三〇五
座標	北緯三八度五五分五五秒六〇三七
道二五一	東經一四〇度三三分一六秒〇一八四
座標	北緯三八度五五分五五秒八五三七
道二五二	東經一四〇度三三分一五秒五九一三
座標	北緯三八度五五分五五秒〇三二三
道二五三	東經一四〇度三三分一五秒四一四一
座標	北緯三八度五五分五五秒一八二一
未一〇七補一	東經一四〇度三三分一五秒四九六二
座標	北緯三八度五五分五六秒一六七八
未一〇八	東經一四〇度三三分一五秒三五七五
座標	北緯三八度五五分五六秒八八二九
未一〇九	東經一四〇度三三分一四秒六三三八
座標	北緯三八度五五分五五秒六九二八
里一一二	東經一四〇度三三分一五秒〇一五一

座標	北緯三八度五五分五五秒〇四〇五
里一一一	東經一四〇度三三分一五秒四三三五
座標	北緯三八度五五分五四秒六二二六
里一一〇	東經一四〇度三三分一五秒九二二一
座標	北緯三八度五五分五四秒四〇四六
里一〇九	東經一四〇度三三分一六秒〇二三九
座標	北緯三八度五五分五三秒七四九二
里一三六	東經一四〇度三三分一六秒三五九一
座標	北緯三八度五五分五三秒二九六〇
里一〇八	東經一四〇度三三分一六秒五九〇九
座標	北緯三八度五五分五三秒〇〇六五
里一三二	東經一四〇度三三分一六秒七六六五
座標	北緯三八度五五分五二秒四〇二九
道二五四	東經一四〇度三三分一七秒八八一七
座標	北緯三八度五五分五一秒九一九一
道二五五	東經一四〇度三三分一八秒四八七四
座標	北緯三八度五五分五一秒六七二七
道二五六	東經一四〇度三三分一九秒〇六七七
座標	北緯三八度五五分五一秒五五一一
道二五七	東經一四〇度三三分一九秒六九九八
座標	北緯三八度五五分五一秒四四五四
道二五八	東經一四〇度三三分二〇秒二〇三一
座標	北緯三八度五五分五一秒二一六四
道二五九	東經一四〇度三三分二〇秒九九五九
座標	北緯三八度五五分五一秒一四一四
道二六〇	東經一四〇度三三分二一秒七五五〇
座標	北緯三八度五五分五〇秒八五四六
道二六一	東經一四〇度三三分二二秒四一九二
座標	北緯三八度五五分五〇秒六五四二
道二六二	東經一四〇度三三分二二秒六〇九七
座標	北緯三八度五五分五〇秒四九五〇
道二六三	東經一四〇度三三分二三秒〇二五六
座標	北緯三八度五五分四九秒九二九五
道二六四	東經一四〇度三三分二三秒三八五三
座標	北緯三八度五五分四九秒七六〇八

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
-------	-----	-----	---	---	-------------	------------

一 道路の区域

秋田県告示第四百九十四号

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十五年六月二十四日から同年七月七日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年六月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一般国道	道路の種類		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	百五号	百五号	北秋田郡森吉町米内沢字桐木岱三三番一地先から字鶴田岱一七二番六地先まで	〃	一一・〇〇〇、二六・五〇〇	〇・三〇〇
	百五号	百五号	〃	〃	一一・〇〇〇、三三・〇〇〇	〇・三〇〇

一 道路の区域

道二六五 座標	東経一四〇度三三分二二秒四七七四 北緯三八度五五分四九秒四四一四
道二六六 座標	東経一四〇度三三分二二秒九二六七 北緯三八度五五分四九秒〇〇一一
道二六七 座標	東経一四〇度三三分二四秒五三九九 北緯三八度五五分四八秒四五五四
道二六八 座標	東経一四〇度三三分二四秒九一〇九 北緯三八度五五分四八秒一七六四
里一三四 座標	東経一四〇度三三分二五秒〇〇二一 北緯三八度五五分四七秒八九一八
道二六九 座標	東経一四〇度三三分二五秒〇九五〇 北緯三八度五五分四七秒七七五〇
里一三三 座標	東経一四〇度三三分二五秒〇九六三 北緯三八度五五分四七秒五三一八
道二七〇 座標	東経一四〇度三三分二五秒〇九八五 北緯三八度五五分四六秒九六〇一
道二七一 座標	東経一四〇度三三分二四秒三五七〇

秋田県告示第四百九十三号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年六月二十四日

秋田県知事 寺田典城

座標	北緯三八度五五分四六秒七一八
道二七一 座標	東経一四〇度三三分二四秒〇〇〇〇 北緯三八度五五分四六秒四三二七
座標	東経一四〇度三三分二四秒〇六六一
座標	北緯三八度五五分四六秒二二六四
座標	東経一四〇度三三分二四秒九七八五
座標	北緯三八度五五分四六秒二四三五
座標	東経一四〇度三三分二五秒二六四六
座標	北緯三八度五五分四六秒二五四〇
座標	東経一四〇度三三分二五秒八三三〇

一般国道	新	旧
	二百八十五号	二百八十五号
北秋田郡森吉町米内沢字桐木岱三二三番一地先から字鶴田岱一七二番六地先まで		
	"	"
	一一・〇〇〇〇～三三・〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇～二六・五〇〇〇
	〇・三〇〇〇	〇・三〇〇〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年六月二十四日から同年七月七日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年六月二十四日

秋田県告示第四百九十五号

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	三百四十一号		仙北郡田沢湖町田沢字鹿ノ作九番一六から九番一八まで	A	仙北郡田沢湖町田沢字鹿ノ作九番一六から九番一八まで	五・〇〇〇～一一・〇〇〇	〇・二〇七
	B						

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年六月二十四日から同年七月七日まで

秋田県告示第四百九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三條第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 平成十五年六月二十四日

秋田県知事 寺田典城

区域名	郡市 町村 大字 字		地	番
	山谷一	能代市常盤字森ノ越		
二九番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、三三番の一の一部(次の図に示す部分に限る。)、三三番の二の一部(次の図に示す部分に限る。)、三三番、三四番の一部(次の図に示す部分に限る。)、三六番三の一部(次の図に示す部分に限る。)、四〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)				

区

域

<p>能代市常盤字小宮田</p>	<p>能代市常盤字高森下</p>	<p>能代市常盤字山谷</p>
<p>四二番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、水路敷(次の図に示す部分に限る。)、及び道路敷(次の図に示す部分に限る。)(。)</p>	<p>五番の一部(次の図に示す部分に限る。)、五番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、及び五番三の一部(次の図に示す部分に限る。)(。)</p>	<p>一三三番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、一三八番の一部(次の図に示す部分に限る。)、一三九番の一部(次の図に示す部分に限る。)、一五七番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、一五七番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、一五八番の一部(次の図に示す部分に限る。)、一六〇番五の一部(次の図に示す部分に限る。)、一六一番、一六二番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、一六二番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、一六四番の一部(次の図に示す部分に限る。)、一六五番及び道路敷(次の図に示す部分に限る。)(。)</p>

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第四百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年四月七日付け指令平建 八百十九 九で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年六月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号

大和工務リース株式会社

代表取締役 梶 本 六 夫

二 開発区域に含まれる地域の名称

横手市安田字向田百六十二番一、百六十三番一、百六十四番一、百六十五番一、百六十六番一、百六十七番一、百七十四番一、百七十四番二、百七十四番三、百七十五番一、百七十五番二、百七十五番三、百七十六番一、百七十六番二、百七十六番三、百七十七番一、百七十七番二、百七十七番三、百七十八番一、百七十八番二、百七十八番三、百七十九番一、百七十九番二、百七十九番三、百八十番、百八十一番、百八十二番、百八十三番、百八十四番、百八十五番、百八十六番、百八十七番、百八十八番一

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、若美町福川土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年六月十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年六月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年六月十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年六月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年六月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
凍結防止剤散布車(三トン級) 六台
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十五年十一月十四日(金)
 - (四) 納入場所
県が指定する場所
 - (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
凍結防止剤散布車(三トン級) 二台 平成十五年七月初ころ
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (三) 2の資格に係る申請
2の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年七月三十一日(木)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年六月二十四日(火)から同年八月四日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十五年八月十八日(月)午前十時
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (三) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
 - (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
 - (五) 契約書作成の要否 要
提出書類等
 - (六) 入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
 - (七) その他
詳細は、入札説明書による。
- 五 概要
- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 6 Material Spreaders (3 ton class)
 - 2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 18 August, 2003
 - 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年六月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
除雪ドーザ(十九トン級) 一台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年十一月十四日(金)
- (四) 納入場所
秋田県雄勝地域振興局建設部
- (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
除雪ドーザ(十三トン級) 一台 平成十五年七月ころ
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 1) 2)の資格に係る申請
2) 2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年七月三十一日(木)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年六月二十四日(火)から同年八月四日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十五年八月十八日(月)午前十一時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
提出書類等
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
詳細は、入札説明書による。
- 五 概要
Summary
1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Snow Removing Wheel Type Loader (19 ton class)
2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 18 August, 2003
3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年六月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
除雪グレーダ(四メートル級) 二台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年十一月十四日(金)
- (四) 納入場所
秋田県北秋田地域振興局建設部
- (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
除雪グレーダ(四メートル級) 五台 平成十五年七月初ころ
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 1 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
2 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
3 ① ②の資格に係る申請
① ②の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年七月三十一日(木)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年六月二十四日(火)から同年八月四日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十五年八月十八日(月)午後一時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
提出書類等
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
詳細は、入札説明書による。
- 五 概要
概要
Summary
1 Nature and quantity of item to be purchased : 2 Snow Removing Motor Graders (4 meter wide class)
2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 18 August, 2003
3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年六月二十四日
秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量

- (二) ローター除雪車(二・二メートル級) 一台
- (二) 購入物品の仕様等
- 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
- 平成十五年十一月十四日(金)
- (四) 納入場所
- 秋田県鹿角地域振興局建設部
- (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ロータリー除雪車(二・二メートル級) 三台 平成十五年七月ころ
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- 1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- 2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- 3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 資格に係る申請
- 1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年七月三十一日(木)までに提出すること。
- 2) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年七月三十一日(木)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年六月二十四日(火)から同年八月四日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
- 平成十五年八月十九日(火)午後一時三十分
- 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
- 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨

- (二) 入札の方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
- 規則第百六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
- 提出書類等
- 入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
- 詳細は、入札説明書による。
- 五 概要
- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Rotary Snowplow (2.2 meter wide class)
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 19 August, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は

次のとおりである。

平成十五年六月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三四一
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、八四〇

秋選管第八十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年六月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、三五六
能代市	一四、七四七
横手市	一〇、九二〇
大館市	一八、二〇三
本荘市	一一、一二五
男鹿市	八、四四九
湯沢市	九、三八六
大曲市	一〇、六七二
鹿角市鹿角郡	一一、七〇四
北秋田郡	一八、一三六
山本郡	一三、四五二
南秋田郡	一九、九一五
河辺郡	五、二四七
由利郡	二〇、九五〇
仙北郡	三一、八八二
平鹿郡	一八、五七九
雄勝郡	一一、六三〇

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

秋田県印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(862)8766 FAX(863)0005
E-mail:matsubar@matsubaransatsu.co.jp